
平成27年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成27年6月19日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成27年6月19日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計補正予算(第1号) (討論・採決)

日程第3 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計補正予算(第1号) (討論・採決)

日程第3 議員派遣について

出席議員(15名)

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
8番 今元 直寛君	9番 尾元 武君
10番 平野 和生君	11番 吉田 芳春君
12番 濱本 康裕君	13番 新山 玄雄君
14番 小田 貞利君	15番 松井 岑雄君
16番 久保 雅己君	

欠席議員(1名)

7番 魚原 満晴君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君

議事課長 中村 和江君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	奈良元正昭君
産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	松本 康男君
環境生活部長	……………	佐川 浩二君	久賀総合支所長	……………	松田 博君
大島総合支所長	……………	佐本 洋二君	東和総合支所長	……………	迎 智可志君
橘総合支所長	……………	青木 一郎君			
会計管理者兼会計課長	……………				木村 秀俊君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
総務課長	……………	佐々木義光君	財政課長	……………	中村 満男君

午前9時30分開議

○議長（久保 雅己君） 改めまして、おはようございます。11日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（久保 雅己君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が3名でありますので、通告順に質問を許します。11番、吉田芳春議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 11番、吉田でございます。私は、シルバー人材センターの設立について以前からお願いしておりますが、その後の対応についてお伺いいたします。

申し上げるまでもございませんが、高齢者の雇用の安定等に関する法律において、定年退職者のその他の高齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者が仕事を通じて社会参加することによって、みずからの健康や生きがいの充実を図り、地域社会の発展に寄与することを趣旨、目的としております。

シルバー人材センターは、このような高齢者の経験や能力を生かせる臨時的、短期的で高齢者にふさわしい仕事を公共機関や民間企業及び一般家庭からも受注し、会員に提供して高齢者の皆さんが自主的に活動する組織でもあります。

また、シルバー人材センターの理念は、高齢者が組織的に働くことを通じて追加的収入を得る

とともに、健康を保持し、生きがいを持ち、地域社会に貢献するという自主、自立、共働、共助の理念を基本としています。

県内でシルバー人材センターが設立されていないのは、本町と他の1自治体が未設置であります。高齢化社会が進むにつれ、定年などで退職後、臨時的、短期的な就業の機会を得たいという、健康で働く意欲のある高齢者が多くなってきています。

我が町も高齢化率が50%を超え、超高齢化社会に突入している中、シルバー人材センターを設立し、高齢者の皆さんが昔培った豊富な知識や技術を生かして、高齢化社会の実現・実行を図り、もって生涯現役で活躍できるよう、活力に満ちた明るい高齢化社会、高齢化対策に取り組む必要があると思います。

本町は、シルバー人材センターが未設置であり、それぞれの地域での高齢者の就業機会を満たすための環境が不十分であります。高齢者雇用、就業対策を効果的に推進していく上で、公共職業安定所及び高齢者相談室が、主として65歳までの常用雇用を中心とした本格的な雇用機会の確保を担っています。

一方、シルバー人材センターは引退過程において生きがいを持ちつつ、本格的な雇用機会ではなく、追加的な収入を得るための就業機会を求める高齢者に対して、多様なニーズに対応した就業機会を地域において提供する拠点としてのシルバー人材センターは、地域社会の活性化、就業による健康の維持増進効果及び医療費の抑制効果等の大きな副次的効果があります。

その幅広い観点から、高齢者の雇用の必要性についてお尋ねいたします。

私が2年半前、シルバー人材センターの設立について一般質問した際に、町長は「今後とも住民の皆さんのニーズ等を考慮しながら、さまざまな観点から調査研究を行う必要があると考えている。

また、周防大島町社会福祉協議会が行っている住民参加型有償サービス事業があり、基本的にはシルバー人材センターと同様なシステムであることから、まずこの制度を活用していただくことで、高齢者の皆さんが培ってこられた知識や経験等を生かした活動をしていただけると思う」と答弁されております。

その後、どのような調査研究を行ったのか、また現在、町社会福祉協議会が行っている住民参加型有償サービス事業は、高年齢者世帯や障害者世帯などでサービスが必要とされる方のみが利用できる制度であります。

今後、一般の方でも利用できるようなシステムに改善し、利用促進を図るべきであります。忌憚のない町長のお考えをお伺いいたします。

なお、答弁次第におきましては、再度質問させていただきます。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉田議員さんの高年齢者の雇用対策の必要性についてという御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

高年齢者雇用安定法の国及び地方公共団体は、「定年退職者その他の高年齢退職者の職業生活の充実その他の福祉増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業を希望する方について、就業の機会を提供する団体を育成し、就業機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする」と規定をされておりました、就業機会を提供する団体として、シルバー人材センターがこれに当たるというふうに理解をしているところでございます。

本町の場合は、社会福祉協議会が行っております住民参加型有償サービス事業がありまして、これにより、高齢者の臨時的かつ短期的な就業の機会は確保されていると考えております。

ちなみに、近隣の柳井市、平生町、田布施町は、柳井広域シルバー人材センターを設置しておりますので、本町の社会福祉協議会が行っているような住民参加型有償サービス事業は、反対に行われていないということでもあります。住民参加型有償サービス事業とシルバー人材センター事業は、ともに高年齢者の雇用対策として、一定の成果を上げていると考えておるところであります。

次に、シルバー人材センターについて以前の一般質問から、その後どのような調査を行っておるのかという御質問であります、周防大島町社会福祉協議会が行っております住民参加型有償サービス事業について、利用状況の推移、そして会員数、または利用回数などを調査するとともに、柳井広域シルバー人材センターのサービス内容、利用状況、利用者負担金等、比較検討を行っております。

周防大島町社会福祉協議会の住民参加型有償サービス事業は、サービスを受ける側の要件として、おおむね65歳以上の高齢者や虚弱な方、障害者、母子・父子家庭等、日常生活を営むに当たり援助を必要とする方とされております。

また、サービス提供者につきましては年齢制限の定めはなく、サービスの趣旨に御理解をいただける方であれば、どなたでも登録できるわけでありまして、高年齢者の登録も可能なわけがあります。

これに対しまして、シルバー人材センター事業は、サービス受け手側に要件はありませんが、サービスを提供する会員側に原則60歳以上の年齢制限が設けられております。

また、経費面につきましても、住民参加型有償サービス事業は、社会福祉協議会の単独事業で行っており、町から補助金は一切支出しておりませんし、サービス提供者としての会員登録料も無料であります。

これに対しまして、近隣の柳井広域シルバー人材センターは、平成26年度で、国の補助金と同額の1,065万円を1市2町が負担をいたしておりまして、柳井市が532万円、田布施町

が283万円、平生町が250万円を負担をいたしております。

これ以外にも、田布施町及び平生町は、事務所維持管理費、連絡調整用の軽トラック等の経費を負担しております。また、サービス提供者として会員登録をするために、年会費として2,500円を納入するということになっております。

先ほども申しあげましたように、住民型有償サービス事業は、シルバー人材センターのように、いわゆる高齢者の雇用対策、就労の場の確保が目的ではありませんが、サービス提供側には年齢制限が設けていないということから、この事業におきましても高齢者の皆さんの働く場の確保には十分に対応できるものと考えております。

次に、住民参加型有償サービス事業を一般の方でも利用できるシステムに改善し、利用促進に取り組むことについてであります。この事業はボランティア精神で始まったものでありまして、現在も御要望があれば柔軟に対応しているという状況であります。

なお、今後、町にシルバー人材センターを設置してほしいという声が数多く集まるようであれば、当然、費用対効果や、またはこれらを考慮しながら検討をしていくということについては、今までどおりの考え方と同じでございます。

先ほどから説明いたしておりますとおり、本町の社会福祉協議会が運営いたしておりますサービスのほうが、より効率的ではないかという考えであるわけでございます。

ここで、どのぐらいの数があるのかということも調べておりますので、御報告したいと思っておりますが、周防大島町の社会福祉協議会の場合、平成26年度の受注件数は804件でありまして、サービスを提供する方々の登録は116名ということになっております。

近隣と比較をする必要もないかとも思いますが、平生町、田布施町のも調べておりますので、申し上げたいと思っておりますが、平生町の場合サービスの受注件数が858件で、サービス提供者のほうで96名、田布施町が件数が967件で、提供者が62名ということでございますので、ちょうど人口的にも似ておる田布施町、周防大島町、そして平生町からすれば、大体件数も登録者数もほぼ同じような状況であるということからして、この利用形態に若干の差異はありますが、大体どちらも同じような形態で、この初期の目的は達しておるのではないかというふうに思っておるところでございます。なおかつ経費的にも周防大島町が実施しておるサービスのほうが、経費も格安であるということも考えられるわけでございますので、当面これで進めていきたいと思っておりますが、また皆さん方からぜひともシルバー人材センターの設置について要望があれば、再度また検討は重ねていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 2年半前の答弁では、調査研究を行うと言われておりましたが、何もしていないのではありませんか。職務怠慢ではありませんか。元気な高齢者の皆さんのニー

ズに真剣に応えるような取り組みを再度お願いいたします。

シルバー人材センターの果たす役割は十分に御理解いただいておりますが、大きな課題の一つとして、財源の確保が考えられます。もし柳井地区シルバー人材センターへ加入しても、また独自にシルバー人材センターを立ち上げて、設立当初費用に加えて、その後恒常的に発生する人件費や運営費が必要になってきます。

そこで、柳井地区シルバー人材センターへの加入や、町独自のシルバー人材センターを設立するよりも、町社会福祉協議会が現在行っております住民参加型有償サービス事業「たすけあい」において高齢者世帯や障害者世帯の方が利用対象になっておりますが、今後は一般の世帯の方でも利用できるように、町独自の仕組みづくりをより具体的に町社会福祉協議会と連携強化を図り、高年齢者の雇用対策や生きがいの増進、住民福祉の向上に向けて高年齢者の雇用の確保に努めていただきたいと思います。再度答弁をお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほど答弁をしたことですが、再度今御要望のようでございますので、申し上げたいと思いますが、先ほどの質問の中で、シルバー人材センターについて2年半前に質問したが、その後どのような調査を行ったかという御質問でありましたので、それについてはお答えしたつもりでございます。

要するに、社会福祉協議会が行っております住民参加型有償サービス事業についての利用状況の推移、会員数、利用回数を調査するとともに、柳井広域シルバー人材センターのサービス内容、利用状況、利用者数、負担金、これらと比較検討を行っておるというのが調査の結果でございます。そのことを先ほど申し上げたわけでございます。

そして、議員さん仰せのように、一般の方の利用できるシステムに改善しという御質問がございました。まさに今の社会福祉協議会が行っておりますこの住民参加型有償サービス事業が、現在でもボランティア精神から始まったものでありまして、現在の状況でありまして、要望があれば柔軟に対応いたしておるものでございますので、特に一般の人を締め出しておるということは全くありませんので、これにも対応しているというふうに思っているところでございます。

そして、利用件数やサービスを提供する登録者数におきましても、ほとんど町と平生町、田布施町の件数が余り変わってないということからいたしますと、周防大島町ではこの社会福祉協議会の制度で、シルバー人材センターのかわりが十分達せられているというふうに思うわけでございます。

そしてまた、先ほども申し上げましたが、いずれにいたしましても、シルバー人材センターにつきましても、非常に大きな国の補助金とは別に、それぞれの自治体の費用がかかるわけでございます。なおかつ、そこに登録される方も1人当たり2,500円の年会費が必要になってくる

ということでございますので、経費の面から言いましても、町の社会福祉協議会が行っておりますこのサービスのほうが、より有利なのではないかというふうに思って答弁をさせていただいたわけでございます。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 調査研究を行うということでもありますけれども、実態調査というか、以前もアンケート調査もとられておるようでございますけれども、その当時はまだシルバー人材センターそのものが理解されてない面も、合併前の4町においては、シルバー人材センターがまだ設立されていなかったし、合併協の協議においても、シルバー人材センターのことが取り上げられないままに合併したような状況でありましたので、その中で合併当初にアンケートをとったときには、正しく理解されてない面もあったのじゃなかろうかと思えます。改めて実態調査と意向調査を、アンケート調査をお願いしたいと思います。

それをお願いいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（久保 雅己君） 答弁はいいですか。以上で、吉田芳春議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 次に、2番、平川敏郎議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 2番、平川です。通告しました観光振興について質問をします。

周防大島町が誕生し、はや10年が経過しました。本町にとって合併時の大きな課題である財政の健全化を掲げ、その中でも特に定住対策には、観光交流人口100万人を目指し、交流から定住への目標に向かって、町長を初めとして執行部一丸となって取り組んでいることは、十分理解しています。

まず、1点目の質問であります。観光振興の一つとして、前島航路のスナメリに出会う瀬戸内海クルーズにおける観光資源の整備についてであります。スナメリウォッチングだけでなく、前島への観光として上陸しても、公衆便所や休憩施設が未整備なため、観光客はそのまま復路となっています。

観光客の増加に向けては、最低限の環境整備として休憩施設及び公衆便所の整備が必要であると考えます。

また、消防団の毎月訓練においても、訓練が長時間となりトイレの要望、また釣り客等のマナーの改善策等、以上の点で観光資源の整備について町長の見解をお尋ねします。

2点目であります。前島における民泊型修学旅行受け入れについてであります。

5月26日の新聞の「周防大島民泊修学旅行受け入れ7年目」という記事によると、受け入れ世帯の高齢化が進み、体力や健康面等で受け入れを取りやめるケースがふえ、職員ほかPR等で民泊先の開拓に賢明であるとの課題も取り上げられていました。

現在、受け入れをされている方には、深く感謝いたしております。

この前島で民泊型修学旅行の受け入れを、個人宅から近所の複数世帯が協力し、宿泊を地区の集会所や公民館等で行うことはできないものか。過去には、小学生による離島でのサマースクール等の宿泊体験が実施された事例もあります。

以上、2点について質問をいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平川議員さんの観光振興についての御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

本町は、昨年「誕生10周年」という節目の年を迎えました。合併当初からの課題でありました財政の健全化を第一に掲げ、行財政改革を推進し、それによって生み出されました財源で生活関連施設の整備や子育て支援を充実するとともに、農業や漁業と町の固有の財産であります豊かな自然や文化との連携を密にした観光交流人口年間100万人を目指し、さらには「交流から定住へ」を合い言葉に、幸せに暮らせるまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりました。平川議員さんにおかれましては、私の施策に対しまして高い評価をいただきまして、大変ありがとうございます。

さて、御質問の観光振興についてでございますが、町長就任時に、観光交流人口年間100万人を目標に掲げ、これまでにさまざまな施策を展開してまいりました。平成20年町長就任当時は、89万7,000人でありました観光客数も、平成26年には約93万6,000人と、100万人まであと少しのところまでとなりました。徐々にではありますが、着実にこの数字も伸びてきているような状況でございます。

また、前島航路による往復約1時間のスナメリに出会う瀬戸内海クルージングにつきましても、近年メディアに大きく取り上げていただきまして、その効果もあり、平成26年度は年間約2,000人の観光客が乗船をいたしてるところでございます。

これは、スナメリに出会うことへの期待と、往復約1時間のプチクルージングの手軽さが魅力であると考えておりますが、平川議員さんの御指摘のとおり、公衆トイレが整備されていないため、渡船利用者に御不便をおかけしている状況にはあります。

また、消防団の長時間にわたる訓練時におけるトイレ事情も、同様であろうと考えております。

笠佐島、浮島、情島の3つの離島航路につきましても、既に町営渡船利用者のための公衆トイレが整備されている現状を踏まえまして、現在未整備となっております前島航路につきましても、今後トイレ建設用地の確保や清掃管理などの諸課題を整理いたしまして、観光担当課、消防担当課、渡船担当課等の関係課で検討してまいりたいと考えております。

なお、休憩施設につきましても、渡船待合室がございますので、有効利用していただければと

いうふうに考えております。

次に、前島における民泊型修学旅行の受け入れについてであります。平成20年6月に、周防大島町体験交流型観光推進協議会を設立をいたしました。広島商工会議所の呼びかけで発足しました広島湾ベイエリア・海生都市圏研究協議会における首都圏や中部圏、関西圏の旅行代理店へのプロモーション活動や、山口県観光連盟における誘致活動等の成果によりまして、平成26年度末までの体験型教育旅行受け入れ実績が、累計で約1万3,000人となりました。

また、今年度も現時点で24枚、約3,800人の体験型教育旅行生を受け入れる予定であります。

本町における体験型教育旅行は、これまでの受け入れ実績が旅行代理店や教育旅行で訪れた学校側から高い評価をいただいております。また、リピート校も大変多い状況にあります。

新しく移住された方々が受け入れ家庭となって、民泊型修学旅行を支えてくれているという状況もたくさん出てまいりましたが、やはり受け入れ家庭の高齢化に伴い、今までの受け入れ家庭が、体力面や健康面の不安から受け入れができなくなるなど、受け入れ家庭の確保が大変大きな課題となっているというのも、今平川議員さんの御指摘のとおりでございます。

前島で民泊型の修学旅行の受け入れを、個人のお宅から近所複数の世帯が協力しながら、宿泊を地区の集会所または公民館等で行うことはできないかという御質問でございますが、民泊型修学旅行で訪れる学校は、民家で農業や漁業などの家業、——家の業ですね、家業を体験することを目的としております。

現在も、生徒に農業と漁業両方の家業体験の場を提供するために、農家と漁家が協力して体験を行っている事例はありますが、個々の民家に宿泊し、民泊家庭の方々と心と心の交流を通じて、コミュニケーション能力を高めることが大切であります。

このため、学校が民泊型修学旅行を実施するに当たっては、例えば、2泊のうち1泊はホテルに宿泊するという、この場合は除きまして、民家への宿泊体験を前提としていますので、平川議員さんの民泊家庭が不足している状況を打開するための御提案と受けとめますが、このような学校からの要望もありまして、今のところそのような御提案のような、公民館とか集会所に複数の家庭がまとめてお世話するということについては、学校のほう側からも、ぜひともそれぞれの家庭に宿泊をさせてほしいということが、大きなその一つの売りでございますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 私この3月ですか、数度ウィークデイに前島に渡ることがあり、スナメリ観光、釣り客と船で一緒になりました。面識のない東京からのお客さんだったんですが、15分間の会話の中で、電気・電話・水道等のインフラの整備、当然のごとくトイレの整備、さ

らには水洗はどうかと、この前島のことに對して随分聞かれました。これは、離島というか大島をどんなもんかと。さらには、離島はどんなもんかというんで、私ら年代の方だったんですが、結構そんなことを聞かれました。

トイレの整備については、私は弁明の余地もなく、前島の昔を思い出し、自然と伝統を自慢し話題を変えたわけです。後日、なぜか私を調べ礼状が届きましたが、リピーターとして今度はぜひ上陸したいということでした。

先ほど町長が答弁されましたけど、久賀港には乗り場、前島西漁港乗り場にもトイレがありません。先ほど同僚議員から聞きましたけど、ほかの離島のところにはトイレがありますよということで答弁をされたんですが、先ほど同僚議員とも話しました。有料航路にトイレがないというのは、日本全国どこにもありません。

それと、地域の要望、これを踏まえて、先ほど町長の答弁では、関係課で検討していくということでしたが、これ検討するつちゅうんじゃない、早急にやるべきことじゃないんじゃないか。

でないと、東京の方がリピーターとしてもう一回来たときに、はっきり言ってトイレもそのままいね、上陸してこんな感じ、ちょっと私はそれでは検討は多分時間がかかっていくんじゃないかと思います。その辺のところ、町長もう一度答弁をお願いします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 離島航路でトイレがないっていうのは、前島だけだという御指摘でございます。それにつきましては、トイレにつきましては、早急に検討を進めていきたいというふうに思っております。

先日の6月14日の朝日新聞でございますが、このスナメリの記事が出ておりました。今や乗客の7割から8割がスナメリ目当てということも出ております。そして、ここに前島航路の乗船客数が資料があるわけでございますが、平成21年の2,289名の年間の乗船客に對しまして、平成25年は5,533名ということでございまして、先ほど申し上げましたように、2,290名ぐらゐの増加が見られておるということでございました。

このようなことは、大体ほとんどが増加した分野っていうのは、このスナメリウオッチングではないかというふうにも思われます。

そして、この朝日新聞の後段のほうに書いてありますが、「ただ大半の客が島に滞在するのは5分から10分ほどで、港付近を見て歩くだけで、できれば1便見送って数時間島にとどまってほしい」。大下さんって自治会長さんなんですが、「大下さんは港の公衆トイレや果樹園をつくらうと意気込んでおられます」というふうに出ておりますが、まさに議員さんの御指摘のとおりだと思いますので、早急に検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） スナメリに私はこだわるとか、こだわらんのかなんですが、これは観光協会と一緒にあって、すごい私は周防大島町を自慢できるものだと思っております。

スナメリの遭遇は、約3割という確率で出会えるというように聞いておりますが、もし1便待って2時間、7時10分が次が11時何分だったかちょっとあれですが、もしそういう2時間余りの前島へのトイレがあって、自販機もいずれ自治会で云々とかいう話も聞きましたけど、自然散策とかを上へ上がってやっていただければ、そのスナメリの確率もまた周遊してくるわけですから、また出会うこともできるんじゃないかと思えます。

また、それに乗れば、観光客も満足してウオッチングクルーズだけで560円というのもお聞きしました。それはイルカウオッチングの私も乗ったことがありますけど、それはまだ高いものですが、「560円ですけえね」っちゅう方もおられました。私、数度3月は行きましたんで、あれです。

特に、町長の答弁でやっていただけるというのがわかりましたけど、地方創生会議が公表された2040年には、山口県内の6市町の中で最も高い確率で消滅されるのが本町であるということに対して、町長は平成27年の施政方針の中で、「これは何もしないで手をこまねいていればとの前提によるものと理解している」と強く訴えられております。この町長の力強い施政方針に大いに期待し、離島である前島から力を注いでいっていただきたい。

また、前島待合所にしても、旧久賀町のときから決められたのかもわかりませんが、飲食は禁止ですよ。何か制約もあって、課長さんは私が電話したときには、そんなものは外して、皆さんが使えるようにしたらいいですよと言ったものの、やはりそういうように決め事があるんなら、それはいけないかなと思えますけど、待合所を改めて、いや、そこをちょこっと修繕するか整備されて、休憩所を兼ねる整備をすれば、その建物に前島の歴史ある当時の写真等を展示すれば、また観光振興の一つになると思えます。

ぜひ一刻も早く町長は意気込みがあるからやっていただけると信じておりますけど、公衆トイレ、これぜひやってください。ほんと早急にやってください。私も3月に行ったときに随分言っております。町長またできないんなら、町長と懇談会か、いつぞやありましたけど、それも来てもらうよというような、結構高齢の方、若い自治会長さんですか、言っておりますんで、ぜひこれらを一緒にやれば観光振興の一つには私はつながると思っております。

では、ぜひトイレのほうはお願いします。

次は、民泊の件なんですけど、町長の答弁で学校との民泊の趣旨が、私が質問することと相反するというところで十分理解しました。

今後の民泊のあり方ですが、前島の高齢者の方が久賀への往来の際には、若い2人の女性が荷

物を運んだりとかお世話をしているのを拝見しました。高齢化の進む本町においては、個人宅から複数世帯協力して、受け入れ方法も検討する必要があると考えます。これらはやはり行政の担当課の方から、前島の方に「どうですかね」という打診も、私はやっていったらどうかなと思います。あれでもちゅうことがあるんじゃないかと思います。随分前島離島の方は協力的でして、その辺が可能なんじゃないかと思います。

私は、サマースクールというのを言いましたんで、これは通告外なんで質問しませんが、ぜひこういう形をとればサマースクールとかいう形なら、民泊じゃなくてデイですよ、1日でもちゅうこともあるんですが、その辺もやればまたマスコミ関係で観光の振興にこれはつながると思います。

私もその漁業体験、農業体験ができるちゅうのが、私もこの漁業、タコつぼとか底引き漁とあと何とか、定置網ちゅうんか、あれでそれを前島で体験させてもらいました。これはすごく昔で言う地引き網より、また体験の形が違っていい体験になるんじゃないか。私、年をとってるんですが、随分はしゃぎましたんでですね、子供たちにはそういう体験は随分いいかと思います。

民泊の件ですが、民泊の件はそういった形で複数世帯で個人宅からやっていただけるように、また前島だけでなく、こっちの本土というか、離島じゃなくこっちのほうも、そういう形を今後とっていかないと、無理が来るんじゃないかと思います。

終わりに、私はこれは質問じゃないんですが、1件前島のPRみたいなもんですが、述べておきます。

前島には豊かな自然があり、東漁港からの日の出、西漁港からの大島大橋を背後に臨む夕陽の景観、整備の必要がありますけど、ヘリポートからの360度のロケーション、東和内入地区の荒神様のバクチノキが町の天然記念物になっておりますが、5本のバクチノキのある、さらには村上水軍の言われのある黄幡神社、砲台跡地、それらに続く町道は100%のコンクリートの舗装が整備され、散策には十分こちらよりもっと多いもの、見るものがあるんじゃないかと思います。

また、自然の新鮮な魚、野菜等も得られ、電気・電話・水道等のインフラも整っており、何より久賀から船で10分から15分で行ける場所にあり、観光振興には十分満たしていると考えます。

久賀小学校前島分校の校歌、我々の誇りである星野先生が作詞され、「島は小さく離れていても 大きな海と空がある。世界に続く前島の わたしたちは ぼくたちは きょうも希望にも えてます」、メロディはちょっとわかりませんが、この離島である前島から、消滅することを地方創生会議が公表されたことに対し、払拭に向けて町長を初め執行部、我々議員、私たち議員が一丸となって力を注がなければならないと痛感いたしまして、今回の質問を終わります。よろ

しくをお願いします。

○議長（久保 雅己君） 以上で、平川敏郎議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。10時25分まで。

午前10時13分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。

次に、4番、広田清晴議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回は、5項目にわたって通告をしております。その点では、端的なまず答弁を求めておきたいというふうに思います。

まず最初は、社会福祉協議会に対する補助の拡充ということで通告しております。

私は、合併前の一時期、当て職ではありましたが、社協の理事として活動させていただきました。その時点以降、実は予算・決算はできるだけ詳しく分析するということをやってきました。

また、4町が合併時点では、いわゆる社協に対する援助として人的援助、また一時補助金等も町としてやってほしいということは、所管課のほうには議論してきました。そういう経過をまず明らかにしておきたいというふうに思います。

その上に立って、今回、今デイサービスセンター高塔苑の存続のための努力をお願いしたいというのが、基本的問いです。

それで、そのサービスセンターがいろんなところにある、民間もある。だから、社協だけ補助を強めることはできないというのが、もし見解にあるとしたら、社協全体の役割をぜひ考えて、高塔苑問題もその一つとして捉えていただいて、町として実際的には援助を強めてほしい。

最終決定は、あくまで社会福祉協議会自身が協議会で議論がされると思いますが、今の現状を報告しておきますと、高塔苑はいわゆる文珠苑と裏表という格好で、文珠苑が週5日、残りの2日を高塔苑がやりよるという状況です。

そういう中で、いわゆる管理者といいますか、責任者が1人浮くという格好で運営しよるといいう実態もありますが、単純に利用者が少ないというわけではないというふうに思います。それはまた、町長のほうが社協の決算からまた判断していただきたいというふうに思います。

町としては、やっぱりあくまで高塔苑の存続のために努力していただきたいと、これが1点目であります。

そして、2点目が社会福祉協議会の役割をどう認識するかということでもあります。

私自身の社協の認識は、先ほど言いましたが、町として福祉医療、そういったいわゆる運営の

中身の必要性についてどのように考えておるのか、認識を問います。

次に、2点目として下請業者の保護、育成について通告しております。

これは端的に質問します。下請書類提出状況について、前年度の状況はどういう状況であったのか。これは、いわゆる備品等になるとかなり金額が件数がふえるんで、今回は工事の関係で1,000万円以上についてまず報告していただいて、答弁を求めておきたいというふうに思います。

町自身が下請保護の視点についての認識をどう持っているのかなという点も聞いておきたい。

下請保護については、各種法律でそれぞれあります。しかし、現実的にはかなり厳しいかなという内容もありますので、町としてはどういうふうに認識してるのか聞いておきたいというふうに思います。

次に、介護保険についてです。

これも6次計画が始まる時に、町とは議論しました。その中では特に特別養護老人ホーム、これに入所しにくくなるとか、またデイサービス等、要支援の関係については、いわゆる金額の決定の仕方がまた変更してくるとか、いろんな中身を議論しました。

そういう中で、今回の中身としては介護報酬のプラス部分と、施設に及ぶマイナス部分、これをどういうふうに周防大島町では影響が出ているのかという点で聞いておきたいというふうに思います。

対象施設は、あくまで特養ですね。それと、公営企業局が運営する施設のほうでは、やすらぎ苑、さざなみ苑、この関係になろうかと思えます。

また、報酬改定のほうは、またもっと広がるかもわかりませんので、答弁を求めておきたいと思えます。

こうした中で、将来の周防大島町内の施設の影響も、やっぱりかなり見ておくと、実質的にはかなり運営そのものが厳しくなっていくと。また、入るのも、入所者のほうも難しくなっていくという状況が、今の段階で予測ができますので、どういう認識を持っているのかという点で聞いておきたいというふうに思います。

次に、子育て支援について、これも端的に通告しておりますが、保育料の無料化の実現ということでもあります。

私自身今まで少子化対策としては、どうしても住と医療費、この問題でいろいろ議論してきました。それで、今回提起しているのは、保育料の無料化についてであります。

今、町は2子の同時入所ということではありますが、少なくとも今の町の財政力から言えば、無料化もできる。大体推定で言えば、1年間に県がことし3子が無料ですか、ということですが、1年間で大体700万円ぐらいではないかというふうに見ております。これは、今年度当初予算

をちょっとめくってもろうて、大体このぐらいじゃないかなというふうに見ておりますが、そういったことを子育て支援の柱にさせていただきたいという提起であります。

少なくとも2子目以降は無料だよと。周防大島町、まずそういう感覚に立てるかどうか、聞いておきたいというふうに思います。

次に、今年度地方交付税の見通しと基金の活用についてであります。

先ほど町長のほうから、新聞のコピーをいただきました。これを見ると、上乘せ部分については、18年度で終わりだと。それで、これは財政諮問会議で骨太の方針を載せるということが記事にありました。

それで、金額的には2,000億円から1兆5,000億円ですか、そのぐらいの幅で出してきたと。それに対して地方側は当然反発が出るであろうというのが、記事の中身だったというふうに思いますが、今回聞きたいのは、今年度の交付税算定が、これも議論が分かれるとこかもわかりませんが、いわゆる全体を把握した上で予算計上、全体予算計上したとしたら、今年度分、それじゃ全体の部分で何%ぐらいを見て当初予算に計上したのかという点で聞いておきたいと。

また、御承知のように、これは2回目以降の議論になるかと思いますが、今年度から交付税の特例部分がなくなりますので、その減も2回目以降の答弁でもよろしいですから、資料があったら答弁をお願いしたいというふうに思います。これが交付税分です。

それと、基金の活用で積極的施策のという点であります。

これも、町長自身がどのように考えるかもわかりませんが、私は特定目的基金の中で、例えば子育て支援にかかわる基金とか、いろんな今ありますが、実質的に年度ごとにその基金を有効活用できるような基金スタイルにする、これが私は非常に重要じゃないかなと。財政運営上もまた、議員から見てもその時々町長の施策がよりわかりよいんじゃないかなという点から、提起するものであります。

実際的に、今私たちも定住促進含めて、議会も研究しよります。そして、町長も当然研究しよります。それで、その中の一つとして子育て支援、そして医療支援、いろいろなことが議会側からも提起をするし、執行部側もそれなりに考えて議会に提起しよるというふうに思います。

今度はいろいろそれ以上に必要な部分も出てくるかもわかりません。それが、その基金から出せるようにいう格好で、基金を考えていくべきじゃないかなというふうに思います。これが基金の提起です。

それともう一つ、これも2回目以降になるかもわかりませんが、答弁準備ができればお願いしよきたいのは、例えば非常に使い勝手の悪い基金、名前はいいんです。福祉振興基金、これが実は果実をもって充てるといふ、今時代じゃないということは認識の統一ができるんじゃないかというふうに思います。大体2億8,000万円ぐらいあるんじゃないかというふうに思います。

そういう中で、実はいつまでもその基金に置きちよくと、毎年使えるお金、実際的に運用できるお金といたら、今の利率計算したらすぐわかると思うんでやっていただきたいんですが、それでやっぱりこれは県とも協議を開始する必要がある。いつまでも本当にその基金を、いわゆる元本として保管しちよかんにゃいけんのか、どういう理屈からそうなるかという点は、町長としてやっぱり県と協議をしていかんにゃいけん時期に来ちよるんじゃないかというふうに思いますので、これは2回目以降の答弁でいいですし、質問しちよきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんの5点にわたる質問についてお答えをしたいと思います。

まず第1に、デイサービスセンター高塔苑の存続についてであります。デイサービスセンター高塔苑は、平成7年4月に、主に旧大島町の沖浦地区の利用者が、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などを行うとともに、家族介護の負担の軽減を目的として、通所介護サービスを提供してきたものであります。

本町のデイサービスセンターは、合併時には、町内11カ所に設置されておりましたが、現在では何と21カ所となる一方で、高齢者人口は既に減少をし始めておまして、全てのデイサービスで定員確保がむしろ困難だというふうな状況になりつつあります。

さらに、本年4月の介護報酬の改定で、通所介護の報酬も約5%引き下げられるとともに、要支援の通所介護につきましては、ボランティア等を活用した新たな総合支援事業への移行も義務づけられたところであります。そういうことからいたしますと、各施設の運営も大変厳しい状況になるのではないかと危惧をいたしているところでございます。

このような中で、当該高塔苑は利用者の減少によりまして、平成24年度、25年度において、それぞれ約300万円の赤字となりまして、運営する社会福祉協議会は、平成26年4月に三浦にあります文珠苑の出張所とするなど、経営改善に努めてきたところであります。現在の利用者は4名となりまして、このまま運営を続けると、毎年約270万円程度の赤字が見込まれると報告を受けておるところでございます。

このため、社会福祉協議会では理事会等で、本年8月を目途に高塔苑のみならず、全てのデイサービスやヘルパー等の介護保険事業や職員給与等の見直しを行う旨の報告も受けておるところであります。

本町といたしましては、通所介護は本町が目指す在宅介護の根幹をなすサービスでありまして、また本年3月に御議決をいただきました指定管理施設でもありますので、社会福祉協議会に利用者の増加へ向けた取り組みを進めていただき、可能な限り存続へ向けた経営努力を行っていただ

くよう要請してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、1番の2ですが、社会福祉協議会の存続についてであります。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である」と規定されております。

本町の社会福祉協議会は、この社会福祉法に規定する地域福祉を推進する団体と介護サービス事業者としての2つの性格を有する社会福祉法人であり、町内全域で地域福祉、介護サービスを展開する唯一の団体であります。

本町の社会福祉協議会に支出する補助金は、社会福祉法に規定する地域福祉に関する事業に対して補助するものでありまして、介護サービス事業には補助金を支出していないことを、まず御理解をいただきたいと思っております。

介護サービスに補助金等を支出できない根拠は、介護保険法において、介護サービスに係る財源は、介護保険料が50%、国、県、町で50%の負担と明確に規定されておりまして、さらに介護サービスが特定の事業者や施設に不当に偏ることのないよう、公正・中立に行わなければならないと規定されていることによるものであります。

このために、3月のデイサービスセンターの指定管理の議決において、指定管理料は介護保険施設であることを理由として、ゼロとしておるところであります。

先ほど申し上げましたが、本町の高齢者人口は減少する中で、町内に21カ所のデイサービスセンターが整備され、さらに本年4月の介護報酬の減額によりまして、全ての事業所において定員確保が困難となる厳しい経営環境の中で、介護サービス事業所としての社会福祉協議会のみならず赤字補てんをするということは、介護保険法上できないものとなっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、今年度の社会福祉協議会の補助金であります、5,295万1,000円で、主な補助内容は、福祉活動専門員設置事業に2,109万4,000円、地域福祉活動センター運営事業に1,191万9,000円となっております。

広田議員さんの御指摘のとおり、社会福祉協議会は本町の福祉施策の強力なパートナーでありまして、また町内最大の在宅介護の事業所として、本町の福祉・介護の中核をなす団体であります。

今後とも福祉水準の低下や停滞を招くことのないよう、必要な機能の充実強化を図りながら、安定的な運営に向け、社会福祉協議会と協議してまいりたいと考えておるところであります。

今度は大きい2番目で、下請業者の育成についてという御質問をいただいております。

この2点目の中の1点目でございますが、下請け書類の提出状況についての御質問をいただきました。平成26年度におきます1,000万円以上の請負金額の工事につきましては、32件

ありまして、そのうち下請負業者と契約を締結をしている工事は27件であります。

下請け書類についてですが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴いまして、建設業者は発注者（周防大島町）でございますが、発注者から直接請負った公共工事を施工するために、下請契約を締結した時は、その金額にかかわらず「下請負人に関する事項等」の記載事項のある施工体制台帳の作成等が義務づけられてまいりました。

本町では、平成27年4月1日以降に、町と直接契約を締結する全ての工事において、下請契約を締結した時は、その下請工事を着手するまでに、施工体制台帳と施工体系図の写しを発注課のほうに提出することを義務づけております。

このことにつきまして、平成27年4月1日に本町のホームページ及び入札通知時の「入札条件及び指示事項」において、施工体制台帳と施工体系図の写しを提出することの義務づけにつきまして、建設業者に周知したところであります。

なお、元請負人と下請負人との契約書の写しは、従前どおり提出していただくということになっております。

2点目の御質問でございますが、下請け保護の視点についての認識についてであります。まず建設業法の第24条の2から第24条の7までに、元請負人の義務として下請負人の保護について規定してあります。

特に、建設業法第24条の2では、下請負人の意見の聴取として、「元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聞かなければならない」というふうに規定されております。

このことにつきましては、元請負人の工事施工管理の面におきましては、工程の細目・作業方法等、本来、元請負人において定める事項につきましても、下請負人の意見や意思をできる限り反映させることとし、下請負人の利益の保護に資するものであると考えております。

次に、公共工事の品質確保の促進に関する法律では、法の基本理念につきまして、第3条の10項で「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約」、——当然、下請負契約も含むわけですが、「これの当事者がそれぞれの対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等、信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない」と規定をされているところであります。

このことにつきましては、下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、

安全衛生等の労働環境の改善を目指したものであると考えております。

本町におきましては、これら建設業法等関係法令に基づく発注者、——この周防大島町でございますが、発注者と受注者との関係については当然のこと、また、受注者、——これは元請負人でございますが、受注者と下請負人との関係につきましても、法令遵守の観点から、今後とも信義に従って誠実に履行すべきと認識をいたしているところでございます。

次に、3番目の項目でございますが、広田議員さんの介護報酬のマイナス改定の周防大島町の影響及び今後の町内施設の影響についての御質問でございました。

昨年6月に可決成立をいたしました「医療介護総合確保推進法」による改正介護保険法が本年4月に施行され、介護報酬が2.27%引き下げられたところであります。

このたびの改正は、月額1万2,000円の介護職員の処遇加算がプラス1.65%、介護サービスの充実がプラス0.56%、実際の介護サービスに係る報酬がマイナス4.48%と言われております。

介護報酬の改正の影響額につきましては、平成27年度の介護費用の請求は、2カ月おくれとなり、4月分が6月に国保連合会から請求されることから、実質的には1カ月分の額を比較することしかできません。そうでありますが、3月と4月分、その1カ月分を比較をいたしてみますと、1カ月当たりの実影響額は約500万円の減額、削減率は約2%というふうに見込んでおります。

特別養護老人ホームにつきましても、1カ月当たりの実影響額は、約124万円の減額となっております。

このほか、このたびの4月の介護保険法の改正は、特養の入所要件を原則要介護3以上とする改正もあわせて行われており、入所要件の変更による影響もあるものと考えております。

このため、本町といたしましては、町内4カ所の特別養護老人ホームと町との協議の場を設置し、改正介護保険法の対応について協議を行っており、要介護1・2の方の例外的に入所を認める特例入所に当たっては、町が入所の可否を文書により通知することといたしておるところであります。

また、このたびの介護報酬の改定にあわせまして、要支援の訪問介護と通所介護につきましては、ボランティア等を活用した新たな総合支援事業への移行も義務づけられました。事業者の運営も大変厳しい状況にあることから、町内の全てのヘルパーやデイサービスの事業者との協議の場も設置し、本町にふさわしいサービスのあり方について検討を行っております。

いずれにいたしましても、本町のように高齢化率が50%を超え、またひとり暮らしの高齢者が4分の1を占めるという状況の中で、このたびの改正は、非常に大きな影響があるものと考えておりますが、誰もがいつまでも住み慣れたこの周防大島町で暮らし続けることができるよう、

介護サービス事業者との連携を強化し、在宅と施設サービスの充実を図ってまいりたいと考えておるところであります。

広田議員さんの4番目の質問でございますが、保育料の無料化の実現についてであります。

本町の保育料の軽減対策につきましては、従来の町単独による保育料の軽減、そして多子世帯保育料等軽減事業に加えまして、平成25年度から保育所同時入所2人目以降無料化事業を実施し、国の保育料徴収基準に対しまして、約50%、6,203万8,000円の軽減を行っているところであります。

このことは、平成25年度に行いました子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査におきましても、保護者の方や子ども・子育て会議委員より高い評価をいただいているところがあります。

国は、「子ども・子育て支援法」に基づく新たな支援制度に着手し、また、県は多子世帯応援保育料等軽減事業の対象を拡充するなど、子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上を目指しております。

町といたしましても、若者の定住にもつながる子ども・子育て支援の充実は、幸せに暮らせるまちづくりの重要課題の一つであると考えており、周産期医療支援事業や子育て支援任意予防接種事業、ちびっ子医療費無料化事業の中学生までの拡大など、出産・子ども・子育て支援に係る財源を確保し、平成27度に新たに事業を開始したところでございます。

御質問の第1子目からの保育料の無料化実現につきましては、新たな財源の確保が必要であります。また、町の保育所同時入所2人目以降無料化事業は平成25年度から、また県が第3子の保育料を軽減する多子世帯応援保育料等軽減事業は、今年度から開始したばかりでありまして、その事業効果の検証も必要と考えております。

これらのことを勘案した上で、町財政の将来を見通しながら、今後、その他の子ども・子育ての支援も含めまして、慎重に検討すべきであろうと考えておるところであります。

5番目、最後の質問でございました。今年度の地方交付税の見通し、そして基金の活用についてであります。

まず、今年度の地方交付税の見通しについてでございますが、今年度の普通交付税額の確定につきましては、先般、基礎となる数値の確認作業を終えたところでありまして、例年どおりであれば、7月上旬に算定作業を行いまして、下旬に交付額の決定が通知される見込みであります。そのため、普通交付税額の見通しにつきましては、当初予算編成時以上のものを申し上げることは、今時点では難しいということをお理解をいただきたいと思っております。

そこで、近年の普通交付税の状況につきまして少し触れさせていただきますと、まず、合併後11年目から段階的に削減される合併特例措置分についてであります。これは、交付税の合併算

定替と一本算定の乖離分、平成25年度算定においては約16億4,000万円となりますが、これを段階的に削減し、当町では、平成32年度には、完全に一本算定の額に移行していくということであったわけであります。

しかしながら、合併によりまして市町村の面積が大きく拡大するなど、市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対策に重要な役割を果たす支所等につきまして、平成26年度から段階的に財政需要を一本算定に加算することによりまして、合併算定替との乖離分を減額していく、——乖離分を減額するわけですから、多くなるということになります。合併算定替との乖離分を減額していくこととなっております。

加えまして、平成27年度からは、消防費や清掃費において、やはり3カ年で段階的に、また、平成28年度以降においても、この面積や人口密度に係るものについて充実を図っていくとされております。

また平成27年度においては、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業」に対応するための地域の元気創造事業費や人口減少等特別対策事業費、また地域経済基盤強化・雇用等対策費に対応する地域経済・雇用対策費が財政需要として設けられることとされております。

なお、広田さんの御質問の本旨は、毎年の例によれば、当初予算編成における交付税の試算については、不確定の系数等は低く設定することで、見積額が過大となることを避けるため、9月補正時に普通交付税の増額計上が提案されることが見込まれるのであろうから、これを財源に、また、さまざまな基金を有効に活用し、保育料の無料化などの子育て支援のほか、新たな施策に取り組むことを提起したいということと受けとめておるところでございます。

当初の普通交付税算定にあたっては、合併特例措置や特別枠についても把握できる範囲で試算をし、算定しているところではあります。系数等の不確定な部分も多く、過大な予算計上となることを避けながら、補正において増額計上することを前提としているところであります。

基金につきましても、合併以降、財政健全化を最重点課題として位置づける中で、さまざまな行政施策に対応するため、特定目的基金を創設をいたしまして、運用を重ねる一方で、安定した財政運営を図るために、財政調整基金や減債基金の増額にも努め、その成果を得ているところであります。

そして、これらの活用につきましては、さきの定例会において議員さんの御質問に対しまして、財政調整基金の増額は重点課題の成果とともに、今後見込まれる普通交付税等の大幅な減額等を迎える中で、適切な行政サービスを確保することを意図しながらも、近年の普通交付税の動きをはじめ、国の制度や政策、予算の裏づけとなる財政環境は、その時々に変化するものでありまして、その変化には、やはり柔軟に、また的確に対応する必要がありますと申しあげましたが、ま

さにそのとおりだと思っておるところであります。

本町の財政環境をしっかりと見極め、限られた財源を有効かつ適切に活用し、最大の効果を求めていくことは、財政運営の原則であります。御提起される御意見は真摯にお聞きした上で、政策的な課題は今後の経常的、または、義務的な経費負担も含めまして、総合的な判断のもとに計画的に取り組んでいく必要があると思っております。

平成27年度は、「地方創生元年」でありまして、周防大島町にとりましては、「次なる挑戦への10年」のスタートの年でもあります。本年4月には、「まち・ひと・しごと創生基金」を設置し、今まさに、地方版総合戦略や周防大島町総合計画の策定作業を進めているところであります。地方創生への思いもしっかり反映させながら、その実現に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 介護報酬の改定に伴う2老健の影響でございますが、やすらぎ苑が約170万円、さざなみ苑が約260万円で、計430万円の1.07%のマイナス改定となっておりますけれど、さらに介護職員の処遇改善手当が1.2%新設されましたので、実質的な介護報酬改定では、2老健の合計で約900万円で、マイナス2.23%を試算しております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず、再質問は高塔苑の存続についてしておきたいというふうに思います。

町長も言われるように、実質的には私も社協のあり方の問題とあわせて、社協自身が判断すべき内容だろうというふうには考えております。社協のほうに私が単独でお願いするのは、いかに高塔苑、今、出発してから大体沖浦地域から志佐までが大体そこを利用するという状況になって、直近の数字はちょっとわからんのですが、そういう利用の仕方をしちよつたと。

しかし、開作から棕野にかけては、かなりの数があると。三蒲を通り越してね。それで、実際的には沖浦方面がもう全くないと。それがなくなったら、またあちら側に行かんやいけんという悪循環になります。

それじゃけ、やっぱり私は当面、沖浦側に1つは必要だという点は、町長も心にとめておっていただきたいというふうに思います。

私は存続すべきだという立場ですが、その権限は私にはありませんから、実際的にはやっぱり社協が判断することです。ほじゃが、やっぱりそういう声が社協のほうへ届くとともに、その地域の利用者の掘り起こし、これも私は一般質問をやる以上は、大事な課題だというふうにも捉えておりますので、ぜひ町のほうも何かにつけて利用者の増大にも手を貸したり、存続のためにも

手を貸したりという形で援助をいただければというふうに思いますが、その点で高塔苑1件について、援助について直接的介護保険制度では、いわゆる直接支払いはできないが、基準を超えての支出はできないが、例えば集会のときとか、社協独自の集会もありますから、そしていろんなニュースを出しておりますから、その点で町としてもいわゆる大事な施設なんだよという立場から、存続を求める機会を持っていただきたい。利用度を増すように持っていただきたい。この点で簡単に町長のほうの答弁を聞いちゃきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 高塔苑が社会福祉協議会の運営で、なおかつ社会福祉協議会がその存続かそうでないかという判断は、社会福祉協議会にあるということは、今、議員さん御指摘のとおりでございます、私も同じ立場であります。

しかしながら、その人数は、利用者は少なくなったとしても必要があるということも、今、議員さん御指摘のとおりだと思っておるところでございます、ぜひとも存続について町からの何らかの手を差し伸べることはできないかというお考えだろうと思いますが、言うなればこの運営母体であります社会福祉協議会の要するに財務内容といいますか、社会福祉協議会がきちんとした財務内容をとっていなければ、社会福祉協議会本体が例えば赤字体質だということであれば、当然そういうところにマイナスが出る事業まで抱えてはおれないということになるんだろうと思います。

そういうことからいたしますと、先ほどの答弁で申し上げましたように、社会福祉協議会自体が、その社会福祉法に規定する地域福祉を推進する団体としての事業がたくさんございます。この中で、少しでもその介護サービスのほうに充当できるというふうな財務体質であれば、社会福祉協議会もその存続をやっているのではないかというふうに思うところでございますが、その介護サービスのほうの事業と地域福祉を推進する事業、この両方が例えば財政的に厳しいということになれば、当然社会福祉協議会の理事会等では、存続について厳しい意見が出るのも無理かなわんことだと思うわけでございます。

そこで、町がそのような介護サービス事業が存続が難しいからということで、助成をするということにつきましては、先ほど申し上げたとおりで、困難であるということには変わりありませんが、いずれにいたしましても、社会福祉協議会としての財務内容がきちんとできるということが、まず一番だろうというふうに思うわけでございます、そのことにつきましては、社会福祉協議会が本体がきちんとした財政運営ができるようには、できるだけの支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 社会福祉協議会の収入としては、基本的には会費収入、そして寄

附金収入、経常経費補助金収入、これが町補助金等に当たります。そして受託金収入、そして小さいいろいろな部分がありますが、どちらにしても合併したとき、やっぱりかなりの要因も抱えておりますし、実際的には厳しいし、その辺を見て町も長年ですねあの、団体補助、いわゆる福祉の役割としての事業所としての団体補助ほいで、利益追求団体じゃないという側面も考えながら、私はやってこられたというふうに思っております。

だから、やっぱりその辺は社協とよく議論の場を持っていただきたいということは、提起しておきたいというふうに思います。社協との協議をよくやっていただきたいと。これはこういう提起ですから、それについてはよろしいですか。頭を下げたのでよろしいということで、答弁を聞いておきたいというふうに思います。

次に、提起しておるのが下請業者の育成です。それで、かなり先ほど答弁を聞くと、前年度の状況32件で、27件の下請契約が出されておると。それで実際的には、下請保護についても保護法の中身を読み上げられまして、私も保護法にかかわる部分を改めて読んだんですがね、かなり厳しいことが書いてあります。

それで、やっぱり実際に私が気にかかるのは、例えば元請から下請への恫喝はいけないよとか、いろいろ物品のいわゆる押しつけはいけないよとか、いろいろあるかと思えます。それは、やっぱりその都度ですね、私はなかなか下請から元請を通じんこう、例えば私たち議員に言うとか、それはほとんど困難です、今の体制下で言えばですね。

それで、私たちもチェックが難しいんですが、やっぱり他の機関から例えば下請法だけじゃなしに、議論のときに言いましたように、労働基準法の関係ではここの部署、それでそれだったら起こってきた内容が、できるだけ起こらんようにチェックは必要じゃないかなというふうに思います、チェック。

それで、私がもう一つ通告後に、さっき町長が答弁した部分をちょっと見てみたんです。今年度からちゅう分で、3月に契約監理課が出した文章、それを見ると、今までと変わるのか変わらんのかいう点でわからんのが、中間検査もしくはチェック体制ですよ、これはきちっと今までどおり契約監理課でするのかどうなのか、チェック体制です。

今までは、当然契約監理課の仕事としてチェック体制をやっていただきよりました。それで、私たちは所管の課のほうで一生懸命やられよると、職務としていうふうに見ておりました。今後いわゆる提出、物の提出報告はありましたよね。ほじゃが、実際的な実践として、そのチェック体制については今までどおり契約監理課がきちっと責任を負うと、行いますという考え方でよろしいかと思えますが、これも確認をしておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） チェック体制につきましては、従来どおりの格好になります。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 次に、介護保険関係で再質問しちょうこうというふうに思います。

先ほど町長が答弁されたように、実は施設の一般施設ですね、民間施設も、この部分ではかなり厳しいと。厳しくなる。それは、事前にマスコミ等で例えば中小企業よりは内部留保が多いんだとかいう宣伝をかなりされました。うがった宣伝、それこそですね。それで、実際そういう中で今回のマイナスが起こっております。

しかし、今特養で言えば3つになりますか。4つになりますかね。それと、ここの2つの施設、決して運営上そんなに内部留保があるうちゅうほどではない。毎回厳しい要因が起こってきよる。今後も特養なり2つの老人保健施設、これも運営が厳しくなっていくうちゅう認識は、当然持つておられると思いますが、その点で再度聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回の介護保険法の改正によりまして、4つの特養についての御質問がございましたが、4つの特別養護老人ホームにつきましては、全て民間の事業者でございまして、町のほうでその内部留保の有無や、またはそのこれまでの財務内容については、余り把握をしていないところでございます。

しかしながら、先ほどから説明いたしましたように、今回の介護保険法の改正によりまして、やはり相当な影響が出ておるのではないかと思います。内部留保がたくさんあって、それでカバーできる施設はいいと思いますが、そうでないという場合には、大変厳しい状況になるのではないかと考えておるところでございます。

町が経営しております2つの老健につきましては、内部留保どころではなく、これまでどちらからかというマイナスの部分が大変大きかったということでございますので、今回の引き下げはさらにまたマイナスのほうにつながるのではないかとというふうに、大変大きな危惧をいたしておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 2つの老健施設についても、実際的に今、やすらぎ苑50ベース、さざなみ苑80ベースでやったとしても、今の状況下でいくと、今年度まだ決算が出ていませんが、大体例年ベースでいくと、単純運用でやすらぎ苑が5,000万円前後いくんじゃないかなと、これは私が所管委員会ですから、そう思うだけでありますが、それとさざなみ苑、これも3,000万円ベースでいくんじゃないかなというふうに見ております。

それで、つくった当時はもてはやされたんですよ、この施設がね。ほいじゃが、実際いつの間にか、運営上はかなり厳しくされちよるという実態があるんです、これは。法によってずんずんやられてきたんですね、じゃけその辺もみずから努力しても、当然やすらぎ苑、さざなみ苑、

そして3つの病院、これは自分とこの努力、これは必要ですが、やっぱり法的にかかわる部分でのマイナス、払拭できないマイナスも起こってきますので、それは十分努力と赤字のたれ流しという言われ方をしないように、努力を求めておきたいと。

それで、実際的に今の、先ほど部長が答弁されたかなりのマイナスが出ますのでね、その辺についても改めて企業管理者としても努力する必要があるというふうに思いますので、その点での答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） もう確かに議員さんの言われるとおり、3病院、2老健、それに看護学校を維持するということは、非常に厳しい状況にあります。特に、経済的に厳しい状況ではありますが、できるだけ赤字が出ないように努力をしていきたいと思っております。その辺に對しましては、町のほうにもかなりの援助をお願いしているところで、いろいろとまたサポートしてもらってるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 次に、地方交付税について質疑をしておきたいと思っております。

もう私たちはこの質問書を通告して、担当職員さんとかこういう点が聞きたいんだということで議論をします。そういう中で、改めて今、地方交付税について聞いておきたいのが、私自身も大体今、地方交付税を状況を、計算式を国に上げていって、盆前に新聞発表というふうな流れは、私自身も知っております。

それで、やっぱり交付税がかなりの比重を占めるというのは間違いなく、50%を超えるわけです。55%ぐらいは優にいくわけですからね。それで、実際的にはあれですが、今後の部分として聞いちゃきたいのが、基準財政収入額はほとんど横並びというふうに見ております。横並びもしくはそうふえることはありません。

それで、基準財政需要額の流れ、これによって例えば需要額がそれなりに減ってくる部分、いわゆる職員の減とか、いろいろ減ってくる要素がありますが、全体的にはどういうふうに、基礎算定となる需要額については、どういうふうに見ておるのか、交付税質問の中でやっておきたい。仮に今回出しておればですよ、今回出しておれば答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 先ほどの町長の答弁のとおりで、今まさに算定作業中でございますから、そこで基準財政需要額どのように見ておるかというのを、非常にまだ詳しく申し上げることはできないんですけど、当初予算ベースでの話をさせていただきますと、町として見ておりますのは、先ほどから言いますように、合併絡みのことがございます。また、ことし人口等の特別対策といったことが出てきます。ここについては、約1億円ぐらい伸びるのかなというふうな見

方はしております。

また、公債費部分については減、そういったことがございます。

また、それから人口減等々も影響するところがございまして、トータルで申しますと、基準財政需要額につきましては、約1億1,000万円ぐらいの減になるのかなということで、当初予算計上はさせていただいておるといのは、今現状でございます。そこらあたり御理解をいただきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 町長の答弁の中で、翌年度繰越金を含めて交付税等がようけできから、保育料に回せという、今、回せという議論はしておりません。それは暴論になりますからね。私言うておりませんが、保育料関係で言えば、ほんと今、医療費については、やっと全国の市町村が実践しだして、これは国の制度にしたらいんじゃないかということで、各地方自治体から上がっていきよるといのが、早ういうたら町長もニュース等で聞いちょると思うんですよ。「これも国の制度にしんさい」と。「地方自治体がはあやりよるんじゃけ」いう言い方で、ニュースになっていると。

それで、周防大島町もそりゃよく言うんですが、周防大島町の場合は所得制限がないよと、そういう意味じゃかなり違うんよと、よそと。それはしっかり私のほうも宣伝しとりますが、実際的には所得制限なしで医療費が中学校卒業前というのは、合併した以降、かなり伸びた部分だと、政策的に伸びた部分だというふうに考えております。

今回、保育料について提起したいのは、やっぱり今まで住、仕事、そしてあれを言うてきて、その次はいわゆる産婦人科、これも必要じゃないんかということ言うてきました。この島に一つも産婦人科がなくなったらどうするんかねということも言うてきました。そして、企業局で運営する小児科、これも大事じゃないかねということ言うてきました。

じゃが、今回ちょっと言うときたいのは、税法上例えば保育料算定基準がありますね、税法上。例えば3月に議論したところですが、例えば年少扶養控除、これが取っ払われたら、今度は保育料にのしかかってくるんですよ。わかりますかね、言いよるんが。

実は、国の基準額は一定程度上がって行って、税法上は例えば20万円で2万円ですか、いうふうに保育料の軽減にはなってない。町はかなり持ち出しをするが、国の基準額が上がってきよるんで、その割には保育料は高いなちゅうんがあるというのも、町長のほうは理解されておりますか。今の町民が思っちょるね、やっぱり保育料はそうは言うても高いんですよという実感は、町長のほうには聞いておるんかどうなのか。また、その理屈がわかっておられるのかどうなのか。ちょっと聞いちょきたいなというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 理屈はわかってるつもりでございます。要するに、前年度と同じ所得であっても、税制改正によって残るその収入から所得を算定する間に、所得の額が多くなるか少なくなるかっていうのは、それは税制改正で変わってくるわけでございますので、例えば同じ収入が前年あったから、同じ所得が去年とことしが同じだということはないわけでございます、それによって例えば今の保育料の算定の基準の段階が変わるといっても、ないことはないというふうに思っておりますし、そしてまた、この保育料につきまして高いということも認識しておるかということでございますが、私たちが昔は子育て世代でございましたので、当時大変2人も一緒に保育園に行くと、なかなか保育料の負担は大きいものだという事は実感しておりますし、今現在でもちょうど子育て世代の皆さん方は、やはり大変御苦労されておるといふふうに思っております。

そこで、同時に2人、3人、4人ほど入所されておられます、1人だけの保育料を徴収するという形になっておりますので、このことにつきましては、大変今既に喜ばれていると思っておりますが、議員さんが御要望の全ての保育料を無料化するということにつきましては、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたように、平成25年度から始まったこの制度でございますので、もう少しその検証をする必要があろうというふうに思いますし、さらにまた、財政負担も将来にわたって続くわけでございますので、そこらの見極めってというのは、余り大胆なことはできないというふうに思っております。

○議員（4番 広田 清晴君） 時間的に。（発言する者あり）

○議長（久保 雅己君） 時間が過ぎました。

以上をもちまして、広田議員の質問を終わります。

暫時休憩します。11時30分まで。

午前11時25分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。

日程第2. 議案第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第2、議案第1号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑は6月11日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回の補正、これは5,420万円を追加し、総額が141億

3,700万円となっております。私は、質疑の中で問題点を指摘しましたが、マイナンバー制度、これを10月から町民の皆さん方に番号を知らせる通知書、また来年1月から年金確認などの手続で一部マイナンバー制度に移行する、これは問題があるのではないかとこのことを指摘しました。

今は、年金・医療・介護・所得などは、それぞれ別制度でいわゆる登録しております。今回問題視されているのは、日本年金機構による125万人の年金加入者の個人情報が出たこと、これは最近のニュース、新聞、テレビ等で御承知のとおりだろうというふうに思います。

今やるべきことは、急いでこの10月1日からマイナンバー制度を出発と言ったら語弊がありますが、個人個人に通知するのではなく、何でこのような年金流出問題が起こったのか。よくやっぱり国も調査すべき内容であるというふうに考えます。今はいわゆる国の委員会の中で、昨日もテレビでやっていたようです。

私は、今回これも初日に言ったんですが、例えば預金口座までマイナンバーに追加するとか、中所得者向けの住宅、これも追加するとか、ますます広がっていくというのが今の国の議論の中身です。

このマイナンバー制度は、今、安保にかかわる議論、いろいろ重要法案が国で議論されておりますが、実は一部の方から、こうしたマイナンバー制度は将来にわたって徴兵等に利用されるのではないかとこの心配が寄せられております。仮に地方自治体の中で賛成多数で可決されたとしても、町長は少なくとも町民の安心・安全を守るという立場から、やっぱり10月1日からの通知発送、これは急ぎ過ぎだという立場を、私は町民を代表して言うべきことが必要であるというふうに考えます。

どこまで広がるかはまだわかっておりません、年金問題もですね。きのうなんか年金問題聞いておりますと、まだどこまで流出したかもわからない。費用負担はどこがするんか、いわゆる検証のための費用負担、どこまでするんかも決まっております。そういう中で、マイナンバー制度を急ぐということは、将来に向けて私は禍根を残すという立場でございます。

以上の点から、その1点について反対の立場を明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号平成27年度周防大島町一般会計補正予算

(第1号) について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(久保 雅己君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議員派遣について

○議長(久保 雅己君) 日程第3、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣したいと思います。

これに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(久保 雅己君) 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保 雅己君) 異議なしと認め、決定しました。

○議長(久保 雅己君) 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成27年第2回定例会を閉会いたします。

○事務局長(福田 美則君) 御起立願います。一同、礼。

午前11時37分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 久保 雅己

署名議員 田中隆太郎

署名議員 広田 清晴